第7期八尾市障がい福祉計画及び 第3期八尾市障がい児福祉計画 概要版

障がい福祉計画とは、障害者総合支援法に基づき、障がい者及び障がい児が身近な地域で安心して暮らすために、障がい福祉サービス等の数値目標とサービス提供体制の整備方針を示すものです。本計画の計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間です。

基本理念

◆ 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重・配慮するとともに、必要とする支援を受けつつ、 自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

◆ 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施

障がい者等が身近な地域で障がい福祉サービス等を受けることができるよう、市をサービス提供等の実施 主体の基本とします。また、身体・知的・精神障がい者(発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む)、難病 患者等及び障がい児を対象として、障がい福祉サービス等の充実を図ります。

◆ 入所等から地域生活へのサービス基盤の整備

入所等から地域生活への移行等課題に対応したサービス提供基盤を整備するとともに、障がい者等の生活 を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を活用した基盤整備を進めます。

◆ 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域・暮らし・生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや縦割を越えた柔軟なサービスの確保に取り組みます。また、八尾市地域福祉計画や八尾市重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、包括的な支援体制の構築を推進します。

◆ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対する支援として、障がい児通所支援及び障がい児相談支援については、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、大阪府と連携した適切な支援等を通じて、地域支援体制の構築をめざします。

◆ 障がい福祉人材の確保・定着

専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知等を行うとともに、障がい福祉現場におけるハラスメント対策や ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減・業務の効率化を推進します。

◆ 障がい者の社会参加を支える取組定着

関係部局と連携し、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がい者が文化芸術を享 受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を図ります。

基本的な考え方

(1) 障がい福祉サービスの提供体制の確保

- ① 多様化する支援ニーズに応じた訪問系サービスの充実を図ります。
- ② 障がい者等の社会参加の促進に向け、日中活動系サービス提供体制を確保し、質の向上を図ります。
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実を図り、地域生活への移行を推進します。
- ④ 福祉施設から一般就労への移行を推進し、就労支援ネットワークの充実・強化を図ります。
- ⑤ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者及び難病患者に対する支援体制の整備を図ります。

(2) 相談支援の提供体制の確保

- ① 相談支援事業の充実に向け、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげるなど、関係機関との連携に努めます。
- ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の充実を図ります。
- ③ ペアレントプログラム(※1)やペアレントトレーニング(※2)等の発達障がい者やその家族等に対する支援体制を確保します。
- ④ 八尾市地域自立支援協議会の機能充実を図るため、事業所間連携や障がい当事者等の積極的な参画の推進及び府内各地域の好事例等を共有するなどの取り組みを進めます。

(3) 障がい児支援の提供体制の確保

- ① 障がい児の障がい種別や年齢等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、地域における支援 体制を構築します。
- ② 円滑かつ適切な支援を行うため、保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と緊密な連携を図ります。
- ③ 地域社会への参加・包容(インクルージョン(※3))を推進するため、児童発達支援センターを中核機関として、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制の構築を図ります。
- ④ 重症心身障がい児、医療的ケア児、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児など、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備を図ります。
- ⑤ 障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対して継続的な相談支援を行うため、障がい児相談支援の利用を促進するとともに質の向上を図り、支援の提供体制の確保に取り組みます。
- (※1)育児に不安がある保護者や仲間を築くことに困っている保護者等を、地域の支援者が効果的に支援できるよう 設定されたグループ・プログラム。様々な悩みを持つ多くの保護者に有効とされている。
- (※2)保護者が子どもとのよりかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動 改善を目的とした保護者向けのプログラム。
- (※3)「包含」や「包括」という意味も持ち、障がい者を含むすべての人々が社会の一員として尊重され、その個性や能力を活かしていこうという考え方。

成果目標

第7期 障がい福祉計画

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和8年度末(2026 年度末)において、9名以上の地域移行をめざし、あわせて施設入所者数の削減目標は3人以上とします。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和8年(2026 年)6月末時点における精神障がい者の精神病床における1年以上の長期入院患者数を 158 人以下とします。

(3)地域生活支援の充実

本市における地域生活支援拠点等は、基幹相談支援センター及び障害者総合福祉センターを中核として 面的に機能を充実します。また、八尾市地域自立支援協議会において、毎年運用状況を検証し、引き続き本 市に求められる機能の充実について検討します。

社会福祉協議会 地域住民 地域の見守り体制 八尾市 訪問看護 グループホーム 医療機関 民生委員 保健所 ステーション 短期入所 日常生活の場 医療保険分野 暮らしの場と体験の機会 日中活動 緊急時の受入・対応 系事業所 八尾市障がい者 介護保険サービス 虐待防止センター 障がい者 相談 事業所(共生型含 支援施設 む) 委託相談 支援 夜間等に対応できる 基幹相談 事業所 居宅介護 支援センタ 相談支援·受入機関 八尾市地域包括 支援センター コーディネート 自立支援 協議会 高齡·介護分野 相談支援事業所 地域の体制づくり 専門性(人材育成等)

本市の地域生活支援拠点等の整備イメージ

(4)福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上とします。

②就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業 所の割合を2割5分以上とします。

③就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額

就労継続支援(B型)事業所における平均月額工賃を14,391円とします。

(5)相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターを中心に事業所間連携を強化し、緊急時にも対応した相談支援体制の充実・強化を図ります。八尾市地域自立支援協議会において、参画する事業所数を増やし、地域における支援体制の充実・強化を図ります。

(6)障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

実地指導の強化を図り、その指摘事項や処分内容等を市内障がい福祉サービス等事業所と共有すること で質の向上を図ります。

第3期 障がい児福祉計画

(1)重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を実施できるよう、児童発達支援センターの機能を充実します。

【成果目標における機能充実の内容】

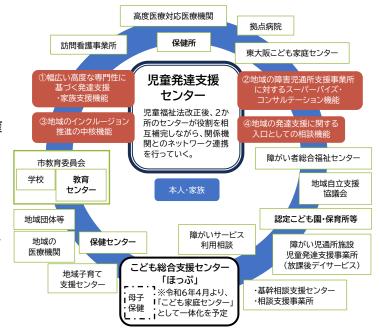
- ◆地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ(※4)・コンサルテーション(※5)機能 児童発達支援事業所等への研修や事例検討会等を開催し、関係性の構築とともに、市内全体の障がい児 支援に関する技術の向上を図ります。
- ◆地域のインクルージョン推進の中核機能 認定こども園等在籍の児童の包含的な支援のため、保育所等訪問支援事業を推進します。

(2)主に重症心身障がい児を支援する児童発達 支援事業所及び放課後等デイサービス事業 所の確保

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を5施設以上確保したうえで、必要数に応じて拡充を図ります。

(3)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・ 保育・教育等の関係機関の協議の場の充実を図るとと もに、医療的ケア児等に関するコーディネーターについ て福祉関係1名、医療関係1名を配置します。



- (※4)これから取り組もうとする支援または今取り組んでいる支援について、その取り組みの専門家(教授・准教授・講師、発達支援センターなどのセンター長等)にアドバイスや指導をしてもらうこと。
- (※5)困ったことや課題を抱えた相談者が、問題解決のためにその課題の専門家に相談すること。

計画書本編については、八尾市ホームページに掲載しております。 【市ホームページ URL】 https://www.city.yao.osaka.jp/0000073547.html

